

介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 聖紫花の杜（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意書を得ることとします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われない限り初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意志表明をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画に定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護の提供を越えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、3日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計金額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

但し、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対し、その月の利用料金は退所日に支払うものとしします。

2. 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対して、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は、施設長が判断し、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその容体及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとしします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係者事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととしします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
 - ⑤ 生命、身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

(緊急の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護予防短期入所療養介護に対して要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設定する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます

(賠償責任)

第12条 介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用規約に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(契約の期間)

第14条 本契約の有効期限は、_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日までとします。但し、契約期間満了前に利用者が要介護状態の区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

1. 上記の契約期間満了の2週間以上前までに利用者から新規拒絶の申し出がない場合、本契約と同一内容で契約は自動的に更新されるものとします。
2. 本契約が自動更新された場合は、更新の契約期間は従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

※当書類は管理番号 32 番介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用約款、個人情報の利用目的、介護老人保健施設介護予防短期入所利用同意及び契約書、入所のご案内（介護予防短期入所療養介護重要事項説明書）と一対。